

表 5-3-14 指定建造物の防災状況  
(単位：か所)

区分	対象	設備				
		自動 火災 報知機	消 火 栓	避 雷 針	保 存 庫	
国	宝	1	1	1	1	-
重	文	18	16	14	8	4
県	重文	19	14	5	4	-
	計	38	31	20	13	4

注：1. 「文化課調査」(昭51) による。  
2. 自動火災報知機の設備は、「消防法」による必要設備である。

表 5-3-15 指定美術工芸品の防災状況  
(単位：か所)

区分	対象	設備						
		自動 火災 報知機	消 火 栓	保 存 庫	耐 火 金 庫	土 蔵	ポ ン プ	寄 託
国	宝	1	-	-	-	1	-	-
重	文	48	3	3	7	4	4	2
県	重文	123	2	3	4	7	13	-
	計	172	5	6	11	12	17	2

注：「文化課調査」(昭51) による。

た、総合防災設備（自動火災報知設備、消火栓、避雷針を兼備した設備）を設置した建造物は国宝1、重要文化財5、県指定建造物1となっている。

美術工芸品の防災設備の設置状況は、対象物件 172件中53件が設備されており、30.8%の整備率となっている（表 5-3-15）。

美術工芸品の中には、仏像等信仰上必ずしも防災設備のなじまない物件もある。

従って、今後は、新たに指定された文化財については、なるべくすみやかに、防災施設を設置するとともに、美術工芸品の防災施設の整備を促進する必要があるだろう。

## ② 文化財防火デー

毎年1月26日を文化財防火デーと定め、県内各消防署等の協力をえて、防火訓練、防火診断査察を行い、文化財の防火に対する啓蒙を行っているが、なお一層の啓蒙、普及を促進する必要があるだろう。

## (2) 文化財保存助成

指定文化財の所有者は、個人あるいは社寺が多く、管理、修理、防災、復旧のための経費は所有者や管理団体が負担する建前となっている。しかし、管理経費は年々増加しており、その負担も容易ではないので、国・県が補助を行っている。これらの文化財に対する県が行った昭和41年度からの文化財保存助成費の推移をみると、助成対象物件によって年ごとに助成金額は異なっているが、最近では、修理防災のほか、史跡を含む周辺土地の買上げや環境整備等による文化財保存事業に対する助成の必要性が増大し、昭和48年度以降の国指定分文化財に対する助成は1千万円を越えているが、その助成措置については必ずしも十分とはいえない現状である（表 5-3-16）。

表 5-3-16 指定文化財保存助成費の推移

(単位：千円)

区分	年度	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	計
国	指定分	1,988	1,772	1,858	3,782	5,582	9,097	4,938	13,698	13,393	8,490	12,258	76,856
県	指定分	1,500	200	500	2,564	2,285	2,656	10,888	4,660	3,390	3,105	3,011	34,759
	団体助成	-	-	-	-	-	-	-	150	180	180	200	710
	計	3,488	1,972	2,358	6,346	7,867	11,753	15,826	18,508	16,963	11,775	15,469	112,325

注：「文化課調査」(昭51) による。